

板橋区給食施設指導実施要綱

(令和2年11月19日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設及びその他の給食施設の設置者に対する指導及び助言（以下単に「指導」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定給食施設」とは、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第5条に規定する施設をいう。

2 この要綱において「その他の給食施設」とは、継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設（特定給食施設を除く。）をいう。

(指導の目標)

第3条 特定給食施設への指導は、特定給食施設の設置者が施設利用者の健康維持増進を図るため、病院、事業所、児童福祉施設、社会福祉施設その他の施設の特性に応じて必要な栄養管理を実現できるよう実施する。

(栄養指導員)

第4条 特定給食施設に対する指導は、法第19条の規定に基づき、区長が職員のうちから任命した栄養指導員が行うものとする。

(特定給食施設の把握)

第5条 栄養指導員は、東京都板橋区健康増進法施行規則（平成15年板橋区規則第52号。以下「規則」という。）第4条に規定する特定給食施設の事業の開始、変更及び廃止（休止）の届出により、特定給食施設台帳を整備し、及び保管するほか、調査等を実施し、個々の施設の実態把握に努めるものとする。

(指導の方法)

第6条 特定給食施設に対する指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 巡回指導

特定給食施設を個別に訪問し、栄養管理の方法等を指導する。指導を行ったときは規則第6条の規定により、当該施設の設置者に指導票を交付する。

(2) 集団指導

特定給食施設の栄養管理者等を対象として、栄養管理方法等について講演会形式等で指導する。

(3) その他

前2号に掲げるもののほか、区長が栄養管理に必要と認める指導を行うとともに業務を委託している施設については、必要に応じ受託者に対しても指導を行う。

(その他の給食施設に対する指導)

第7条 その他の給食施設に対しては、必要に応じ特定給食施設に準じた指導を実施する。

(栄養管理報告)

第8条 規則第7条の規定により特定給食施設の管理者が区長に提出する報告書の提出部数は、2部とする。

2 区長は、前項の報告書のうち1部を、各年度2回、東京都知事宛てに提出するものとする。

3 栄養指導員は、第1項の規定により提出された報告書について、特定給食施設ごとに点検し、栄養管理状況について把握することにより、施設指導の資料とするとともに、報告のあった施設の指導に還元するよう努めるものとする。

4 規則第7条及び前3項の規定はその他の給食施設に係る栄養管理報告について準用する。

(事業報告)

第9条 区長は、保健衛生事務事業に係る都区協定書(昭和50年3月31日締結)に基づき、特定給食施設及びその他の給食施設に対する指導の実績について、各年度4回、栄養(健康増進)指導事業報告を東京都知事宛てに提出するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 栄養指導員は、指導に当たっては、関係機関との連絡を密にすることにより、指導効果の一層の向上を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月19日から施行する。